

別表第1 行政文書の保存期間基準

| 事項 | 業務の区分 | 当該業務に係る行政文書の類型 | 保存期間 | 具体例 |
|----------------------|-----------------------|--|------|---|
| 法令の制定又は改廃及びその経緯 | | | | |
| 一 法律の制定又は改廃及びその経緯 | 立案の検討 | イ 立案の基礎となった国政上の基本方針、国政上の重要な事項に係る意思決定及び条約その他の国際約束が記録された文書 | 三十年 | <ul style="list-style-type: none"> 基本方針 基本計画 条約その他の国際約束 大臣指示 政務三役会議の決定 |
| | | ロ 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第三十七条若しくは第五十四条、宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十六条第一項又は国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第八条に規定する機関その他の合議制の機関（以下「審議会等」という。）における立案の検討に関する文書（議事が記録された文書、提出された文書、答申、建議又は意見が記録された文書を含む。） | | <ul style="list-style-type: none"> 開催経緯 諮問 議事概要・議事録 配付資料 中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言 |
| | | ハ 専門的知識を有する者等が集まった懇談会その他の会合（以下「懇談会等」という。）における立案の検討に関する文書（議事が記録された文書、提出された文書、報告又は意見が記録された文書を含む。） | | <ul style="list-style-type: none"> 開催経緯 議事概要・議事録 配付資料 中間報告、最終報告、提言 |
| | ニ 立案に活用した調査又は研究に関する文書 | <ul style="list-style-type: none"> 外国・自治体・民間企業の状況調査 関係団体・関係者のヒアリング | | |
| | 法律案の審 | 内閣法制局（内閣法制局設置法 | | <ul style="list-style-type: none"> 法制局提出資料 |

| 事 項 | 業務の区分 | 当該業務に係る 行政文書の類型 | 保存期間 | 具体例 |
|-------------------------|--------------|---|------|---|
| | 査 | (昭和二十七年法律第二百五十二号)第一条に規定する内閣法制局をいう。以下同じ。)の審査、意見及び所要の修正に関する文書(審査内容が記録された文書を含む。) | | ・審査録 |
| | 他の行政機関との協議 | 他の行政機関との協議に関する文書(協議案、他の行政機関の質問又は意見、当該質問又は意見に対する回答が記録された文書を含む。) | | ・協議案 ・各省の質問・意見 ・各省の質問・意見に対する回答 |
| | 閣議の求め | 閣議を求めめるための決裁文書(添付資料を含む。以下同じ。) | | ・5点セット(要綱、法律案、理由、新旧対照条文、参照条文) ・閣議請議書 |
| | 国会審議 | イ 国会審議に関する文書(議案の趣旨の説明、想定される質問に対する回答に関する文書、審議内容が記録された文書を含む。) | | ・議員への説明 ・趣旨説明 ・想定問答 ・答弁書 ・国会審議録 |
| | | ロ 国会法(昭和二十二年法律第七十九号)第五十七条の三に規定する国会議員の発議にかかる法律案等についての内閣の意見陳述に関する文書 | | ・内閣意見案 ・閣議請議書 |
| | 官報公示 | 官報公示に関する文書 | | ・官報の写し |
| | 解釈又は運用の基準の設定 | イ 解釈又は運用の基準の設定に活用した調査又は研究に関する文書 | | ・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング |
| ロ 解釈又は運用の基準を設定するための決裁文書 | | ・逐条解説 ・ガイドライン ・訓令、通達又は告示 ・運用の手引 | | |
| 二 | 条約その他の国際 | 締結の検討 イ 外国政府及びその他外国(本邦の域外にある国又は | 三十年 | ・交渉開始の契機 ・交渉方針 |

| 事 項 | | 業務の区分 | 当該業務に係る 行政文書の類型 | 保存期間 | 具体例 |
|-----|-----------------|------------------------|---|------|--|
| | 約束の締結及びその経緯 | | 地域をいう。)との交渉に関する文書(解釈又は運用の基準を設定するための決裁文書を含む。) | 三十年 | ・想定問答 ・逐条解説 |
| | | | ロ 関係行政機関との連絡調整に関する文書(関係行政機関の質問又は意見、関係行政機関の質問又は意見に対する回答に関する文書を含む。) | | ・協議案 ・各省の質問・意見 ・各省の質問・意見に対する回答 |
| | | | ハ 締結に活用した調査又は研究に関する文書(解釈又は運用の基準の設定に関する文書を含む。) | | ・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング ・情報収集・分析 |
| | | 条約案の審査 | 内閣法制局の審査、意見及び所要の修正に関する文書(審査内容が記録された文書を含む。) | | ・法制局提出資料 ・審査録 |
| | | 閣議の求め | 閣議を求めるための決裁文書 | | ・閣議請議書 |
| | | 国会審議 | 国会審議に関する文書(議案の趣旨の説明、想定される質問に対する回答に関する文書、審議内容が記録された文書を含む。) | | ・議員への説明 ・趣旨説明 ・想定問答 ・答弁書 ・国会審議録 |
| | 締結 | 締結に関する文書(条約書及び批准書を含む。) | ・条約書・署名本書 ・調印書 ・批准・受諾書 ・批准書の寄託に関する文書 | | |
| 三 | 政令の制定又は改廃及びその経緯 | 立案の検討 | イ 立案の基礎となった国政上の基本方針、国政上の重要な事項に係る意思決定及び条約その他の国際約束が記録された文書 | 三十年 | ・基本方針 ・基本計画 ・条約その他の国際約束 ・大臣指示 ・政務三役会議の決定 |
| | | | ロ 審議会等における立案の検討に関する文書(議事が記録された文書、提出された文書) | | ・開催経緯 ・諮問 ・議事概要・議事録 |

| 事 項 | 業務の区分 | 当該業務に係る 行政文書の類型 | 保存期間 | 具体例 |
|-----|--------------|--|------|--|
| | | 書、答申、建議又は意見が記録された文書を含む。) | | ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言 |
| | | ハ 懇談会等における立案の検討に関する文書（議事が記録された文書、提出された文書、報告又は意見が記録された文書を含む。) | | ・開催経緯 ・議事概要・議事録 ・配付資料 ・中間報告、最終報告、提言 |
| | | ニ 立案に活用した調査又は研究に関する文書 | | ・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング |
| | 政令案の審査 | 内閣法制局の審査、意見及び所要の修正に関する文書（審査内容が記録された文書を含む。) | | ・法制局提出資料 ・審査録 |
| | 意見公募手続 | イ 行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三十九条第四項第一号に規定する意見公募手続を実施するための決裁文書 | | ・政令案 ・趣旨、要約、参照条文、新旧対照条文 ・意見公募要領 |
| | | ロ 行政手続法第四十三条各項の公示に関する決裁文書 | | ・提出意見 ・提出意見を考慮した結果及びその理由 |
| | 他の行政機関との協議 | 他の行政機関との協議に関する文書（協議案、他の行政機関の質問又は意見、当該質問又は意見に対する回答が記録された文書を含む。) | | ・協議案 ・各省の質問・意見 ・各省の質問・意見に対する回答 |
| | 閣議の求め | 閣議を求めるための決裁文書 | | ・5点セット（要綱、政令案、理由、新旧対照条文、参照条文） ・閣議請議書 |
| | 官報公示 | 官報公示に関する文書 | | ・官報の写し |
| | 解釈又は運用の基準の設定 | イ 解釈又は運用の基準の設定に活用した調査又は研究に関する文書 | | ・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒア |

| 事 項 | 業務の区分 | 当該業務に係る 行政文書の類型 | 保存期間 | 具体例 | |
|-------|--|-------------------------|------|---|--|
| | | | | リング | |
| | | □ 解釈又は運用の基準を設定するための決裁文書 | | ・逐条解説 ・ガイドライン ・訓令、通達又は告示 ・運用の手引 | |
| 四 | 内閣府 令、省令 その他の 規則の制 定又は改 廃及びそ の経緯 | 立案の検討 | 三十年 | イ 立案の基礎となった国政上の基本方針、国政上の重要な事項に係る意思決定及び条約その他の国際約束が記録された文書 | ・基本方針 ・基本計画 ・条約その他の国際約束 ・大臣指示 ・政務三役会議の決定 |
| | | | | □ 審議会等における立案の検討に関する文書（議事が記録された文書、提出された文書、答申、建議又は意見が記録された文書を含む。） | ・開催経緯 ・諮問 ・議事概要・議事録 ・配付資料 ・中間報告、最終報告、提言 |
| | | | | ハ 懇談会等における立案の検討に関する文書（議事が記録された文書、提出された文書、報告又は意見が記録された文書を含む。） | ・開催経緯 ・議事概要・議事録 ・配付資料 ・中間報告、最終報告、提言 |
| | | | | ニ 立案に活用した調査又は研究に関する文書 | ・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング |
| | | 意見公募手続 | | イ 行政手続法第三十九条第四項第一号に規定する意見公募手続を実施するための決裁文書 | ・府令案・省令案・規則案 ・趣旨、要約、新旧対照条文、参照条文 ・意見公募要領 |
| | | | | □ 行政手続法第四十三条各項の公示に関する決裁文書 | ・提出意見 ・提出意見を考慮した結果及びその理由 |
| | | 制定又は改廃 | | 制定又は改廃のための決裁文書 | ・府令案・省令案・規則案 ・理由、新旧対照条文、参照条文 |
| 官報公示 | 官報公示に関する文書 | ・官報の写し | | | |
| 解釈又は運 | イ 解釈又は運用の基準の設 | ・外国・自治体・民間企業 | | | |

| 事 項 | | 業務の区分 | 当該業務に係る 行政文書の類型 | 保存期間 | 具体例 |
|---|---|--|--|------|---|
| | | 用の基準の 設定 | 定に活用した調査又は研究 に関する文書 | | の状況調査 ・関係団体・関係者のヒア リング |
| | | | □ 解釈又は運用の基準を設 定するための決裁文書 | | ・逐条解説 ・ガイドライン ・訓令、通達又は告示 ・運用の手引 |
| 閣議、関係行政機関の長で構成される会議又は省議（これらに準ずるものを含む。）の決定又は了解及びそ の経緯 | | | | | |
| 五 | 閣議の決 定又は了 解及びそ の経緯 | 閣議 | 閣議に提出された文書 | 三十年 | ・案件表 ・配付資料 |
| | | 公布 | 法律、政令又は条約その他の国 際約束の公布に関する文書 | | ・閣議書 ・公布裁可書（御署名原本） |
| | | 予算に關する閣議の求 め及び予算 の国会提出 その他の重 要な経緯 | イ 財政法（昭和二十二年法律 第三十四号）第十八条第一項 の決定をしようとするとき の閣議を求めするための決裁 文書 | | ・概算案 ・閣議請議書 |
| | | | □ 財政法第二十一条の規定 により作成された予算及び 特別会計に関する法律（平成 十九年法律第二十三号）第二 条各号に掲げる特別会計の 予算その他の国会に提出す る文書（財政法第二十八条各 号に掲げる書類を含む。） | | ・予算書（一般会計・特別 会計・政府関係機関） ・予算参考資料 ・閣議請議書 |
| | | | ハ イに掲げるもののほか、内 閣の予算の作成に関し閣議 を求めするための決裁文書 | | ・概算要求基準等 ・閣議請議書 |
| 決算に關する閣議の求 め及び決算 の国会提出 その他の重 要な経緯 | イ 歳入歳出決算に関し閣議 を求めするための決裁文書 | ・歳入歳出決算（一般会 計・特別会計） ・政府関係機関決算書 ・閣議請議書 | | | |
| | □ 財政法第三十九条に規定 する書類及び特別会計に関 する法律第十九条第一項に 規定する書類その他の決算 | ・歳入歳出決算（一般会 計・特別会計） ・政府関係機関決算書 | | | |

| 事 項 | 業務の区分 | 当該業務に係る 行政文書の類型 | 保存期間 | 具体例 |
|-----|---|---|------|--|
| | | に 関し会計検査院に送付し、 又はその検査を経た文書 | | |
| | | ハ 財政法第四十条各項に規 定する書類その他の決算に 関し国会に提出する文書 | | ・歳入歳出決算（一般会 計・特別会計） ・政府関係機関決算書 |
| | | ニ 財政法第三十五条第三項 の決定をしようとするとき の閣議を求めるときの決裁 文書 | | ・調書 ・予備費使用書 ・閣議請議書 |
| | 質問主意書 に対する答 弁に関する 閣議の求め 及び国会に 対する答弁 その他の重 要な経緯 | イ 内閣法制局の審査、意見及 び所要の修正に関する文書 （審査内容が記録された文 書を含む。） | | ・法制局提出資料 ・審査録 |
| | | ロ 質問主意書に対する答弁 に関し閣議を求めるときの決 裁文書 | | ・答弁案 ・閣議請議書 |
| | | ハ 国会法第七十五条第二項 に規定する答弁に関する文 書 | | ・答弁書 |
| | 基本方針、 基本計画又 は白書その 他の閣議に 附された案 件に関する 立案の検討 及び閣議の 求めその他 の重要な経 緯 | イ 立案の基礎となった国政 上の基本方針、国政上の重要 な事項に係る意思決定及び 条約その他の国際約束が記 録された文書 | | ・基本方針 ・基本計画 ・条約その他の国際約束 ・大臣指示 ・政務三役会議の決定 |
| | | ロ 審議会等における立案の 検討に関する文書（議事が記 録された文書、提出された文 書、答申、建議又は意見が記 録された文書を含む。） | | ・開催経緯 ・諮問 ・議事概要・議事録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中 間報告、最終報告、建議、 提言 |
| | | ハ 懇談会等における立案の 検討に関する文書（議事が記 録された文書、提出された文 書、報告又は意見が記録され た文書を含む。） | | ・開催経緯 ・議事概要・議事録 ・配付資料 ・中間報告、最終報告、提 言 |
| | | ニ 立案に活用した調査又は | | ・外国・自治体・民間企業 |

| 事 項 | | 業務の区分 | 当該業務に係る 行政文書の類型 | 保存期間 | 具体例 |
|-----|--|---|--|------|--|
| | | | 研究に関する文書 | | <ul style="list-style-type: none"> の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング ・任意パブコメ |
| | | | ホ 他の行政機関との協議に関する文書（協議案、他の行政機関の質問又は意見、当該質問又は意見に対する回答が記録された文書を含む。） | | <ul style="list-style-type: none"> ・協議案 ・各省の質問・意見 ・各省の質問・意見に対する回答 |
| | | | ヘ 閣議を求めるとの決裁文書 | | <ul style="list-style-type: none"> ・基本方針案 ・基本計画案 ・白書案 ・閣議請議書 |
| 六 | 関係行政機関の長で構成される会議（これに準ずるものを含む。以下同じ。）の決定又は了解及びその経緯 | 関係行政機関の長で構成される会議の決定又は了解に関する立案の検討及び他の行政機関との協議その他の重要な経緯 | イ 立案の基礎となった国政上の基本方針、国政上の重要な事項に係る意思決定及び条約その他の国際約束が記録された文書 | 十年 | <ul style="list-style-type: none"> ・基本方針 ・基本計画 ・条約その他の国際約束 ・総理指示 |
| | | | ロ 立案に活用した調査又は研究に関する文書 | | <ul style="list-style-type: none"> ・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング |
| | | | ハ 他の行政機関との協議に関する文書（協議案、他の行政機関の質問又は意見、当該質問又は意見に対する回答が記録された文書を含む。） | | <ul style="list-style-type: none"> ・協議案 ・各省の質問・意見 ・各省の質問・意見に対する回答 |
| | | | ニ 会議に提出された文書 | | <ul style="list-style-type: none"> ・配付資料 |
| | | | ホ 会議の決定内容又は了解内容が記録された文書 | | <ul style="list-style-type: none"> ・決定・了解文書 |
| 七 | 省議（これに準ずるものを含む。以下同じ。）の決定又は了解及び | 省議の決定又は了解に関する立案の検討その他の重要な経緯 | イ 立案の基礎となった国政上の基本方針、国政上の重要な事項に係る意思決定及び条約その他の国際約束が記録された文書 | 十年 | <ul style="list-style-type: none"> ・基本方針 ・基本計画 ・条約その他の国際約束 ・大臣指示 |
| | | | ロ 立案に活用した調査又は研究に関する文書 | | <ul style="list-style-type: none"> ・外国・自治体・民間企業の状況調査 |

| 事 項 | | 業務の区分 | 当該業務に係る 行政文書の類型 | 保存期間 | 具体例 |
|--|-------------------------|---|--|------|--|
| | びその経緯 | | | | ・関係団体・関係者のヒアリング |
| | | | ハ 省議に提出された文書 | | ・配付資料 |
| | | | ニ 省議の決定内容又は了解内容が記録された文書 | | ・決定・了解文書 |
| 複数の行政機関による申合せ又は他の行政機関若しくは地方公共団体に対して示す基準の設定及びその経緯 | | | | | |
| 八 | 複数の行政機関による申合せ | 複数の行政機関による申合せに関する立案の検討及び他の行政機関との協議その他の重要な経緯 | イ 立案の基礎となった国政上の基本方針、国政上の重要な事項に係る意思決定及び条約その他の国際約束が記録された文書 | 十年 | ・基本方針 ・基本計画 ・条約その他の国際約束 ・総理指示 |
| | | | ロ 立案に活用した調査又は研究に関する文書 | | ・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング |
| | | | ハ 他の行政機関との協議に関する文書（協議案、他の行政機関の質問又は意見、当該質問又は意見に対する回答が記録された文書を含む。） | | ・協議案 ・各省の質問・意見 ・各省の質問・意見に対する回答 |
| | | | ニ 他の行政機関と協議した会議に関する文書（議事が記録された文書、提出された文書を含む。） | | ・開催経緯 ・議事概要・議事録 ・配付資料 |
| | | | ホ 複数の行政機関による申合せの内容が記録された文書 | | ・申合せ |
| 九 | 他の行政機関に対して示す基準の設定及びその経緯 | 基準の設定に関する立案の検討その他の重要な経緯 | イ 立案の基礎となった国政上の基本方針、国政上の重要な事項に係る意思決定及び条約その他の国際約束が記録された文書 | 十年 | ・基本方針 ・基本計画 ・条約その他の国際約束 ・大臣指示 ・政務三役会議の決定 |
| | | | ロ 審議会等における立案の検討に関する文書（議事が記録された文書、提出された文書、答申、建議又は意見が記録された文書を含む。） | | ・開催経緯 ・諮問 ・議事概要・議事録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中 |

| 事 項 | 業務の区分 | 当該業務に係る 行政文書の類型 | 保存期間 | 具体例 |
|-----|-------------------------|---|------|---|
| | | | | <ul style="list-style-type: none"> ・ 間報告、最終報告、建議、提言 |
| | | ハ 懇談会等における立案の検討に関する文書（議事が記録された文書、提出された文書、報告又は意見が記録された文書を含む。） | | <ul style="list-style-type: none"> ・ 開催経緯 ・ 議事概要・議事録 ・ 配付資料 ・ 中間報告、最終報告、提言 |
| | | ニ 立案に活用した調査又は研究に関する文書 | | <ul style="list-style-type: none"> ・ 外国・自治体・民間企業の状況調査 ・ 関係団体・関係者のヒアリング |
| | | ホ 他の行政機関に対して示す基準を設定するための決裁文書 | | <ul style="list-style-type: none"> ・ 基準案 |
| | | ヘ 他の行政機関に通知した文書 | | <ul style="list-style-type: none"> ・ 通知 |
| 十 | 地方公共団体に対して示す基準の設定及びその経緯 | 基準の設定に関する立案の検討その他の重要な経緯 | 十年 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 基本方針 ・ 基本計画 ・ 条約その他の国際約束 ・ 大臣指示 ・ 政務三役会議の決定 |
| | | イ 立案の基礎となった国政上の基本方針、国政上の重要な事項に係る意思決定及び条約その他の国際約束が記録された文書 | | <ul style="list-style-type: none"> ・ 開催経緯 ・ 諮問 ・ 議事概要・議事録 ・ 配付資料 ・ 中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言 |
| | | ロ 審議会等における立案の検討に関する文書（議事が記録された文書、提出された文書、答申、建議又は意見が記録された文書を含む。） | | <ul style="list-style-type: none"> ・ 開催経緯 ・ 議事概要・議事録 ・ 配付資料 ・ 中間報告、最終報告、提言 |
| | | ハ 懇談会等における立案の検討に関する文書（議事が記録された文書、提出された文書、報告又は意見が記録された文書を含む。） | | <ul style="list-style-type: none"> ・ 開催経緯 ・ 議事概要・議事録 ・ 配付資料 ・ 中間報告、最終報告、提言 |
| | | ニ 立案に活用した調査又は研究に関する文書 | | <ul style="list-style-type: none"> ・ 外国・自治体・民間企業の状況調査 ・ 関係団体・関係者のヒアリング |

| 事 項 | 業務の区分 | 当該業務に係る 行政文書の類型 | 保存期間 | 具体例 | |
|----------------------|------------------|---|--------------|---|--|
| | | ホ 地方公共団体に対して示す基準を設定するための決裁文書 | | ・基準案 | |
| | | ヘ 地方公共団体に通知した文書 | | ・通知 | |
| 個人又は法人の権利義務の得喪及びその経緯 | | | | | |
| 十 一 | 個人の権利義務の得喪及びその経緯 | 行政手続法第二条第八号口の審査基準、同号ハの処分基準及び同号ニの行政指導指針並びに同法第六条の標準処理期間に関する立案の検討その他の重要な経緯 | 十年 | イ 審議会等における立案の検討に関する文書（議事が記録された文書、提出された文書、答申、建議又は意見が記録された文書を含む。） | ・開催経緯 ・諮問 ・議事概要・議事録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言 |
| | | ロ 懇談会等における立案の検討に関する文書（議事が記録された文書、提出された文書、報告又は意見が記録された文書を含む。） | | ・開催経緯 ・議事概要・議事録 ・配付資料 ・中間報告、最終報告、提言 | |
| | | ハ 立案に活用した調査又は研究に関する文書 | | ・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング | |
| | | ニ 行政手続法第三十九条第四項第一号に規定する意見公募手続を実施するための決裁文書 | | ・審査基準案・処分基準案・行政指導指針案 ・意見公募要領 | |
| | | ホ 行政手続法第四十三条各項の公示に関する決裁文書 | | ・提出意見 ・提出意見を考慮した結果及びその理由 | |
| | | ヘ 審査基準、処分基準又は行政指導指針を定めるための決裁文書 | | ・審査基準案・処分基準案・行政指導指針案 | |
| | | ト 標準処理期間を設定するための決裁文書 | | ・標準処理期間案 | |
| | 行政手続法第二条第三号に規定す | 許認可等をするための決裁文書（審査に関する重要な経緯が記録された文書を含む。） | 許認可等の効力消滅後五年 | ・審査案 ・理由 | |

| 事 項 | 業務の区分 | 当該業務に係る 行政文書の類型 | 保存期間 | 具体例 |
|--|--|--|-----------------------------------|-----------------------------------|
| | る許認可等 に関する重 要な経緯 | | | |
| | 行政手続法 第二条第四 号に規定す る不利益処 分に関する 重要な経緯 | 不利益処分をするための決裁 文書（処分に関する重要な経緯 が記録された文書を含む。） | 五年 | ・処分案 ・理由 |
| | 補助金等 （補助金等 に係る予算 の執行の適 正化に関す る法律（昭 和三十年法 律第七十九 号）第二 条第一項に 規定する補 助金等をい う。以下同 じ。）の交 付に関する 重要な経緯 | イ 補助金等の交付の条件に 関する文書 | 補助金等 の交付に 係る事業 終了後五 年 | ・交付規則・交付要綱・実 施要領 ・審査要領・選考基準 |
| ロ 補助金等を交付するため の決裁文書（審査に関する重 要な経緯が記録された文書 を含む。） | | ・審査案 ・理由 | | |
| ハ 補助金等に係る予算の適 正化に関する法律第十四条 に規定する補助事業等実績 報告書 | | ・実績報告書 | | |
| | 不服申立て に関する審 議会等にお ける検討そ の他の重要 な経緯 | イ 不服申立書（口頭による不 服申立ての場合は、陳述の内 容を録取した文書） | 裁決又は 決定その 他の処分 後十年 | ・不服申立書 ・録取書 |
| ロ 審議会等における検討に 関する文書（議事が記録され た文書、提出された文書、答 申、建議又は意見が記録され た文書を含む。） | | ・諮問 ・議事概要・議事録 ・配付資料 ・答申、建議、意見 | | |
| ハ 不服申立てに対する裁決 又は決定その他の処分をす るための決裁文書（審理に関 | | ・弁明書 ・反論書 ・意見書 | | |

| 事 項 | 業務の区分 | 当該業務に係る 行政文書の類型 | 保存期間 | 具体例 | | |
|-----|------------------|---|------|---|--|---------------|
| | | する重要な経緯が記録された文書を含む。) | | | | |
| | | 二 裁決書又は決定書 | | | ・裁決・決定書 | |
| | | イ 国又は行政機関を当事者とする訴訟の提起に関する文書 | | | 訴訟終結 後十年 | ・訴状 ・期日呼出状 |
| | | ロ 国又は行政機関を当事者とする訴訟の主張又は立証に係る文書 | | | ・答弁書 ・準備書面 ・各種申立書 ・口頭弁論 ・証人等調書 ・書証 | |
| | | ハ 国又は行政機関を当事者とする訴訟の判決書 | | ・判決書 ・和解調書 | | |
| 十二 | 法人の権利義務の得喪及びその経緯 | 行政手続法第二条第八号ロの審査基準、同号ハの処分基準及び同号ニの行政指導指針並びに同法第六条の標準処理期間に関する立案の検討その他の重要な経緯 | 十年 | イ 審議会等における立案の検討に関する文書（議事が記録された文書、提出された文書、答申、建議又は意見が記録された文書を含む。） | ・開催経緯 ・諮問 ・議事概要・議事録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言 | |
| | | ロ 懇談会等における立案の検討に関する文書（議事が記録された文書、提出された文書、報告又は意見が記録された文書を含む。） | | ・開催経緯 ・議事概要・議事録 ・配付資料 ・中間報告、最終報告、提言 | | |
| | | ハ 立案に活用した調査又は研究に関する文書 | | ・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング | | |
| | | ニ 行政手続法第三十九条第四項第一号に規定する意見公募手続を実施するための決裁文書 | | ・審査基準案・処分基準案・行政指導指針案 ・意見公募要領 | | |
| | | ホ 行政手続法第四十三条各項の公示に関する決裁文書 | | ・提出意見 ・提出意見を考慮した結果及びその理由 | | |
| | | | | | | |

| 事 項 | 業務の区分 | 当該業務に係る 行政文書の類型 | 保存期間 | 具体例 |
|-----|--|--|-------------------|--|
| | | ヘ 審査基準、処分基準又は行政指導指針を定めるための 決裁文書 | | ・審査基準案・処分基準案 ・行政指導指針案 |
| | | ト 標準処理期間を設定するための 決裁文書 | | ・標準処理期間案 |
| | 行政手続法 第二条第三号に規定する許認可等 に関する重要な経緯 | 許認可等をするための決裁文書（審査に関する重要な経緯が記録された文書を含む。） | 許認可等の効力消滅後五年 | ・審査案 ・理由 |
| | 行政手続法 第二条第四号に規定する不利益処分 に関する重要な経緯 | 不利益処分をするための決裁文書（処分に関する重要な経緯が記録された文書を含む。） | 五年 | ・処分案 ・理由 |
| | 補助金等の 交付（地方公共団体に対する交付 を含む。） に関する重要な経緯 | イ 補助金等の交付の条件に関する文書 | 補助金等の交付に係る事業終了後五年 | ・交付規則・交付要綱・実施要領 ・審査要領・選考基準 |
| | | ロ 補助金等を交付するための決裁文書（審査に関する重要な経緯が記録された文書を含む。） | | ・審査案 ・理由 |
| | | ハ 補助金等に係る予算の適正化に関する法律第十四条に規定する補助事業等実績報告書 | | ・実績報告書 |
| | 不服申立てに関する審議会等における検討その他の重要な経緯 | イ 不服申立書（口頭による不服申立ての場合は、陳述の内容を録取した文書） | 裁決又は決定その他の処分後十年 | ・不服申立書 ・録取書 |
| | | ロ 審議会等における検討に関する文書（議事が記録された文書、提出された文書、答申、建議又は意見が記録され | | ・諮問 ・議事概要・議事録 ・配付資料 ・答申、建議、意見 |

| 事 項 | | 業務の区分 | 当該業務に係る 行政文書の類型 | 保存期間 | 具体例 |
|-------------|---------------------|---|---|-------------|---|
| | | | た文書を含む。) | | |
| | | | ハ 不服申立てに対する裁決 又は決定その他の処分をす るための決裁文書（審理に関 する重要な経緯が記録され た文書を含む。) | | ・弁明書 ・反論書 ・意見書 |
| | | | ニ 裁決書又は決定書 | | ・裁決・決定書 |
| | | 訴訟の提起 その他の訴 訟に関する 重要な経緯 | イ 国又は行政機関を当事者 とする訴訟の提起に関する 文書 | 訴訟終結 後十年 | ・訴状 ・期日呼出状 |
| | | | ロ 国又は行政機関を当事者 とする訴訟の主張又は立証 に係る文書 | | ・答弁書 ・準備書面 ・各種申立書 ・口頭弁論 ・証人等調書 ・書証 |
| | | | ハ 国又は行政機関を当事者 とする訴訟の判決書 | | ・判決書 ・和解調書 |
| 職員の人事に関する事項 | | | | | |
| 十 三 | 職員の人 事に関す る事項 | 人事評価の 基準、方法 等に関する 政令（平成 二十一年政 令第三十一 号）第一条 に規定する 人事評価実 施規程の制 定又は変更 及びその経 緯 | イ 人事評価実施規程の立案 に活用した調査又は研究に 関する文書 | 十年 | ・外国・自治体・民間企業 の状況調査 ・関係団体・関係者のヒア リング |
| | | | ロ 人事評価実施規程を制定 又は変更するための決裁文 書及び内閣総理大臣との協 議に関する文書（協議案及び 内閣総理大臣の回答書を含 む。）又は内閣総理大臣に対 する報告に関する文書 | | ・規程案 ・協議案 ・回答書 |
| | | 職員の研修 の実施に関 する計画の 立案の検討 | イ 職員の研修の実施に関す る計画の立案に活用した調 査又は研究に関する文書 | 三年 | ・外国・自治体・民間企業 の状況調査 ・関係団体・関係者のヒア リング |

| 事 項 | | 業務の区分 | 当該業務に係る 行政文書の類型 | 保存期間 | 具体例 |
|--------|------------------------|---|---|--|--|
| | | その他の職員の研修に関する重要な経緯 | ロ 職員の研修の実施に関する計画を制定又は改廃するための決裁文書 | | ・計画案 |
| | | | ハ 職員の研修の実施状況に関する文書 | | ・実績 |
| | | 職員の兼業の許可 | 職員の兼業の許可に関する内閣府令（昭和四十一年総理府令第五号）第二条に規定する兼業許可申請書及び当該申請に係る承認書 | 三年 | ・申請書 ・承認書 |
| | | 退職手当の支給 | 退職手当の支給に関する文書 | 支給制限等の処分を行うことができなかったときまでの期間又は五年のいずれか長い期間 | ・調書 |
| その他の事項 | | | | | |
| 十四 | 告示、訓令及び通達の制定又は改廃及びその経緯 | 内閣府設置法第七条第五項及び国家行政組織法第十四条第一項に規定する告示（一の項から十三の項までの第二欄に掲げる業務に係るものを除く。）の立案の検討その | イ 審議会等における立案の検討に関する文書（議事が記録された文書、提出された文書、答申、建議又は意見が記録された文書を含む。） | 十年 | ・開催経緯 ・諮問 ・議事概要・議事録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言 |
| | | | ロ 懇談会等における立案の検討に関する文書（議事が記録された文書、提出された文書、報告又は意見が記録された文書を含む。） | | ・開催経緯 ・議事概要・議事録 ・配付資料 ・中間報告、最終報告、提言 |
| | | | ハ 立案に活用した調査又は研究に関する文書 | | ・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒア |

| 事 項 | 業務の区分 | 当該業務に係る 行政文書の類型 | 保存期間 | 具体例 | |
|-----|---|--|--|--|--|
| | 他の重要な 経緯 | | 十年 | リング | |
| | | ニ 行政手続法第三十九条第 四項第一号に規定する意見 公募手続を実施するための 決裁文書 | | ・告示案 ・意見公募要領 | |
| | | ホ 行政手続法第四十三条各 項の公示に関する決裁文書 | | ・提出意見 ・提出意見を考慮した結果 及びその理由 | |
| | | ヘ 制定又は改廃のための決 裁文書 | | ・告示案 | |
| | | ト 官報公示に関する文書 | | ・官報の写し | |
| | 内閣府設置 法第七条第 六項及び国 家行政組織 法第十四条 第二項に規 定する訓令 及び通達 (一の項か ら十三の項 までの第二 欄に掲げる 業務に係る ものを除 く。)の立案 の検討そ 他の重要 な経緯 | イ 立案に活用した調査又は 研究に関する文書 | 十年 | ・外国・自治体・民間企業 の状況調査 ・関係団体・関係者のヒア リング | |
| | | ロ 制定又は改廃のための決 裁文書 | | ・訓令案・通達案 ・行政文書管理規則案 ・公印規程案 | |
| 十五 | 予算及び 決算に関 する事項 | 歳入、歳出、 継続費、繰 越明許費及 び国庫債務 負担行為の 見積りに関 する書類(以 下「歳入歳 | イ 財政法第十七条第二項の 規定による歳入歳出等見積 書類の作製の基礎となった 方針及び意思決定その他の 重要な経緯が記録された文 書(財務大臣に送付した歳入 歳出等見積書類を含む。) | 十年 | ・概算要求の方針 ・大臣指示 ・政務三役会議の決定 ・省内調整 ・概算要求書 ・予算決算及び会計令第十 二条の規定に基づく予 定経費要求書等の各目 |

| 事 項 | 業務の区分 | 当該業務に係る 行政文書の類型 | 保存期間 | 具体例 |
|-----|--|---|--|--|
| | 出等見積書類」とい う。)の作 製その他の 予算に関する重要な経 緯 | | | 明細書 |
| | | ロ 財政法第二十条第二項に 規定する予定経費要求書等 の作製の基礎となった方針 及び意思決定その他の重要 な経緯が記録された文書（財 務大臣に送付した予定経費 要求書等を含む。） | | <ul style="list-style-type: none"> ・ 予定経費要求書 ・ 継続費要求書 ・ 繰越明許費要求書 ・ 国庫債務負担行為要求書 |
| | | ハ 財政法第三十一条第一項 の規定による歳入歳出予算、 継続費及び国庫債務負担行 為の配賦に関する文書 | | <ul style="list-style-type: none"> ・ 予算の配賦通知 |
| | 歳入及び歳 出の決算報 告書並びに 国の債務に 関する計算 書の作製そ の他の決算 に関する重 要な経緯 | ニ イからハマまでに掲げるも ののほか、行政機関における 予算に関する重要な経緯が 記録された文書 | 五年 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 行政事業レビュー ・ 執行状況調査 |
| | | イ 財政法第三十七条第一項 の規定による歳入及び歳出 の決算報告書並びに国の債 務に関する計算書の作製の 基礎となった方針及び意思 決定その他の重要な経緯が 記録された文書（財務大臣に 送付した歳入及び歳出の決 算報告書並びに国の債務に 関する計算書を含む。） | | <ul style="list-style-type: none"> ・ 歳出の決算報告書 ・ 国の債務に関する計算書 |
| | | ロ 財政法第三十七条第三項 の規定による継続費決算報 告書の作製の基礎となった 方針及び意思決定その他の 重要な経緯が記録された文 書（財務大臣に送付した継続 費決算報告書を含む。） | | <ul style="list-style-type: none"> ・ 継続費決算報告書 |
| | ハ 予算決算及び会計令（昭和 二十二年勅令第百六十五号） 第二十一条の規定による歳 | | <ul style="list-style-type: none"> ・ 歳入徴収額計算書 | |

| 事 項 | 業務の区分 | 当該業務に係る 行政文書の類型 | 保存期間 | 具体例 |
|-----|-------|--|------|---|
| | | 入徴収額計算書の作製の基礎となった方針及び意思決定その他の重要な経緯が記録された文書（会計検査院に送付した歳入徴収額計算書、証拠書類その他必要な書類を含む。） | | |
| | | ニ 予算決算及び会計令第二十二條の規定による支出計算書の作製の基礎となった方針及び意思決定その他の重要な経緯が記録された文書（会計検査院に送付した支出計算書、証拠書類その他必要な書類を含む。） | | ・支出計算書 |
| | | ホ 予算決算及び会計令百三十條から百三十五條までに規定する帳簿 | | ・歳入簿・歳出簿・支払計画差引簿 ・徴収簿 ・支出決定簿 ・支出簿 ・支出負担行為差引簿 ・支出負担行為認証官の帳簿 |
| | | ヘ 会計検査院法（昭和二十二年法律第七十三号）第二十四條各項の規定により会計検査院に提出した計算書及び証拠書類 | | ・計算書 ・証拠書類 |
| | | ト 会計検査院の検査に関する重要な経緯が記録された文書 | | ・意見又は処置要求 |
| | | チ 財政法第三十五條第二項の規定による予備費に係る調書の作製の基礎となった方針及び意思決定その他の重要な経緯が記録された文書（財務大臣に送付した予備 | | ・調書 |

| 事 項 | | 業務の区分 | 当該業務に係る 行政文書の類型 | 保存期間 | 具体例 |
|-----|---------------|---|---|------|---|
| | | | 費に係る調書を含む。) | | |
| | | | リ イからチまでに掲げるものほか、行政機関における決算に関する重要な経緯が記録された文書 | | <ul style="list-style-type: none"> ・警告決議に対する措置 ・指摘事項に対する措置 |
| 十六 | 機構及び定員に関する事項 | 機構又は定員の要求に関する重要な経緯 | イ 行政機関の機構の新設、改正及び廃止の要求の基礎となった方針及び意思決定その他の重要な経緯が記録された文書（総務大臣に送付した要求書を含む。） | 十年 | <ul style="list-style-type: none"> ・大臣指示 ・政務三役会議の決定 ・省内調整 ・機構要求書 |
| | | | ロ 行政機関の定員の設置、増減及び廃止の要求の基礎となった方針及び意思決定その他の重要な経緯が記録された文書（総務大臣に送付した要求書を含む。） | | <ul style="list-style-type: none"> ・大臣指示 ・政務三役会議の決定 ・省内調整 ・定員要求書 |
| | | | ハ イ及びロに掲げるもののほか、行政機関における機構及び定員に関する重要な経緯が記録された文書 | | <ul style="list-style-type: none"> ・定員合理化計画 |
| 十七 | 独立行政法人等に関する事項 | 独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）その他の法律の規定による中期目標の制定又は変更に関する立案の検討その他の重要な経緯 | イ 立案に活用した調査又は研究に関する文書 | 十年 | <ul style="list-style-type: none"> ・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング |
| | | | ロ 独立行政法人通則法第十二条に規定する独立行政法人評価委員会及び国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第九条に規定する国立大学法人評価委員会その他の法律の規定による評価委員会における中期目標の制定又は変更の検討に関する文書（議事が記録された文書、提出された文書、意見が記録された文書を含む。） | | <ul style="list-style-type: none"> ・開催経緯 ・諮問 ・議事概要・議事録 ・配付資料 ・意見 |

| 事 項 | 業務の区分 | 当該業務に係る 行政文書の類型 | 保存期間 | 具体例 | |
|---|---|---|--|-----------------------------|--|
| | | ハ 中期目標の制定又は変更 をするための決裁文書 | | ・ 中期目標案 | |
| | | ニ 独立行政法人通則法第三 十条第一項及び国立大学法 人法第三十一条第一項に規 定する中期計画並びに独立 行政法人通則法第三十三条 に規定する事業報告書その 他の法律の規定による独立 行政法人等における中期目 標の達成に関する文書 | | ・ 中期計画 ・ 年度計画 ・ 事業報告書 | |
| | 独立行政法 人通則法そ 他の法律 の規定によ る報告及び 検査その他 の指導監督 | イ 独立行政法人通則法その 他の法律の規定による報告 及び検査の内容が記録され た文書 | 五年 | ・ 報告 ・ 検査 | |
| | ロ 独立行政法人通則法その 他の法律の規定による違法 行為等の是正その他必要と される措置の内容が記録さ れた文書 | ・ 是正措置の要求 ・ 是正措置 | | | |
| 十八 | 政策評価 に関する 事項 | 行政機関が 行う政策の 評価に関す る法律（平 成十三年法 律第八十六 号）第六条 第一項に規 定する基本 計画の立案 の検討、同 法第十条第 一項に規定 する評価書 の作成その 他の政策評 価の実施に | イ 懇談会等における基本計 画の立案その他の政策評価 の実施の検討に関する文書 （議事が記録された文書、提 出された文書、報告又は意見 が記録された文書を含む。） | 十年 | ・ 開催経緯 ・ 議事概要・議事録 ・ 配付資料 ・ 中間報告、最終報告、提 言 |
| ロ 基本計画の立案その他の 政策評価の実施に活用した 調査又は研究に関する文書 | ・ 外国・自治体・民間企業 の状況調査 ・ 関係団体・関係者のヒア リング | | | | |
| ハ 基本計画の制定又は変更 をするための決裁文書及び 総務大臣に通知した文書 | ・ 基本計画案 ・ 通知 | | | | |
| ニ 行政機関が行う政策の評 価に関する法律第七条に規 定する事後評価の実施計画 の制定又は変更をするため | ・ 事後評価の実施計画案 ・ 通知 | | | | |

| 事 項 | | 業務の区分 | 当該業務に係る 行政文書の類型 | 保存期間 | 具体例 |
|-----|--|--|---|-----------------------------|--|
| | | 関する重要な経緯 | の決裁文書及び総務大臣に通知した文書 | | |
| | ホ 評価書（要旨を含む。）の作成のための決裁文書及び総務大臣に送付した文書 | | <ul style="list-style-type: none"> ・評価書 ・評価書要旨 | | |
| | ヘ 行政機関が行う政策の評価に関する法律第十一条の規定による当該行政機関における政策評価の結果の政策への反映状況の作成のための決裁文書及び総務大臣に通知した文書 | | <ul style="list-style-type: none"> ・政策への反映状況案 ・通知 | | |
| 十九 | 公共事業の実施に関する事項 | 直轄事業として実施される公共事業の事業計画の立案に関する検討、関係者との協議又は調整及び事業の施工その他の重要な経緯 | イ 事業計画の立案の基礎となった国政上の基本方針、国政上の重要な事項に係る意思決定及び条約その他の国際約束が記録された文書 | 事業終了後五年又は事後評価終了後十年のいずれか長い期間 | <ul style="list-style-type: none"> ・基本方針 ・基本計画 ・条約その他の国際約束 ・大臣指示 ・政務三役会議の決定 |
| | | | ロ 審議会等における事業計画の立案の検討に関する文書（議事が記録された文書、提出された文書、答申、建議又は意見が記録された文書を含む。） | | <ul style="list-style-type: none"> ・開催経緯 ・諮問 ・議事概要・議事録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言 |
| | | | ハ 懇談会等における事業計画の立案の検討に関する文書（議事が記録された文書、提出された文書、報告又は意見が記録された文書を含む。） | | <ul style="list-style-type: none"> ・開催経緯 ・議事概要・議事録 ・配付資料 ・中間報告、最終報告、提言 |
| | | | ニ 事業計画の立案その他の事業の実施に活用した調査又は研究に関する文書 | | <ul style="list-style-type: none"> ・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング ・環境影響評価準備書 ・環境影響評価書 |
| | | | ホ 行政機関が行う政策の評 | | <ul style="list-style-type: none"> ・事業評価書 |

| 事 項 | 業務の区分 | 当該業務に係る 行政文書の類型 | 保存期間 | 具体例 | |
|-----|----------------------|---|--|---|---|
| | | 価に関する法律施行令（平成十三年政令第三百二十三号）第三条第三号の規定による事前評価その他の政策評価に関する文書 へ 公共用地の取得その他の事項についての関係行政機関、地方公共団体及びその他関係者との協議又は調整に関する文書 ト 事業を実施するための決裁文書 チ 入札及び契約に関する文書（工事の経費積算が記録された文書を含む。） リ 事業の施工に関する文書（工事誌、事業完了報告書を含む。） ヌ 行政機関が行う政策の評価に関する法律第七条の規定による事後評価に関する文書 | | <ul style="list-style-type: none"> ・評価書要旨 ・協議・調整経緯 ・実施案 ・経費積算 ・仕様書 ・業者選定基準 ・入札結果 ・工事誌 ・事業完了報告書 ・事業評価書 ・評価書要旨 | |
| 二十 | 栄典又は表彰に関する事項 | 栄典又は表彰の授与又ははく奪の重要な経緯 | 栄典又は表彰の授与又ははく奪をするための決裁文書及び伝達の文書 | 十年 | <ul style="list-style-type: none"> ・選考基準 ・選考案 ・伝達 ・受章者名簿 |
| 二十一 | 国会及び審議会等における審議に関する事項 | 国会審議 （一の項から二十の項までに掲げるものを除く。） | 国会審議に関する文書（議案の趣旨の説明、想定される質問に対する回答が記録された文書、審議の記録を含む。） | 十年 | <ul style="list-style-type: none"> ・議員への説明 ・趣旨説明 ・想定問答 ・答弁書 ・国会審議録 |
| | | 審議会等 （一の項から二十の項 | イ 議事の手続その他審議会等の運営方法が記録された文書 | 十年 | <ul style="list-style-type: none"> ・開催経緯 ・諮問 |

| 事 項 | | 業務の区分 | 当該業務に係る 行政文書の類型 | 保存期間 | 具体例 |
|-----|---------------------|------------------------|--|----------------|---|
| | | までに掲げるものを除く。) | | | <ul style="list-style-type: none"> ・ 議事概要・議事録 ・ 配付資料 ・ 中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言 |
| | | | ロ 議事が記録された文書 | | |
| | | | ハ 提出された文書 | | |
| | | | ニ 答申、建議又は意見が記録された文書 | | |
| 二十二 | 文書の管理に関する事項 | 文書の管理 | 行政文書ファイル管理簿 | 常用 | |
| | | | イ 決裁文書の管理を行うための帳簿 | 三十年 | |
| | | | ロ 行政文書ファイル等の移管又は廃棄の状況が記録された帳簿 | | |
| | | | 取得した文書の管理を行うための帳簿 | 五年 | |
| 二十三 | 内国税の賦課及び徴収の実施に関する事項 | 内国税の賦課及び徴収の実施に関する重要な経緯 | イ 内国税の課税標準又は税額の決定に関する決裁文書及びこれらに関する重要な経緯が記録された文書（ただし、ロからチに該当するものを除く。） | 七年 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 納税申告書 ・ 決議書 |
| | | | ロ 相続税の課税標準又は税額の決定に関する決裁文書及びこれらに関する重要な経緯が記録された文書（ただし、ホに該当するものを除く。） | 十年 | |
| | | | ハ 贈与税の特例適用者（贈与税の配偶者控除、特別障害者に対する贈与税の非課税）に関する課税標準又は税額の決定に関する決裁文書及びこれらに関する重要な経緯が記録された文書 | 三十年 | |
| | | | ニ 贈与税の納税猶予適用者に関する課税標準又は税額の決定に関する決裁文書及びこれらに関する重要な経緯が記録された文書 | 七年（全部確定後又は免除後） | |

コメント [作成者1]: 事項二十三～二十七については、国税庁における主要業務のうち、既存の事項一～二十二で対応することができないため追加したもの。

| 事 項 | | 業務の区分 | 当該業務に係る 行政文書の類型 | 保存期間 | 具体例 | |
|-----|---------------|------------------|--|---------------------|---------|---------------------------|
| | | | ホ 相続税の納税猶予適用者に関する課税標準又は税額の決定に関する決裁文書及びこれらに関する重要な経緯が記録された文書 | 十年（全部確定後又は免除後） | | |
| | | | ヘ 贈与税の相続時精算課税制度適用者に関する課税標準又は税額の決定に関する決裁文書及びこれらに関する重要な経緯が記録された文書 | 七年（すべての特定贈与者の相続開始後） | | |
| | | | ト 地価税の課税標準又は税額の決定に関する決裁文書及びこれらに関する重要な経緯が記録された文書 | 十一年 | | |
| | | | チ 財産税の課税標準又は税額の決定に関する決裁文書及びこれらに関する重要な経緯が記録された文書 | 七年（法令廃止後） | | |
| | | | リ 国税に関する法律の規定により納税者から提出された届出書、申請書、承認に関する決裁文書及びこれらに関する重要な経緯が記録された文書 | 七年（承認の効力消滅等後） | | ・ 届出書 ・ 申請書 ・ 承認決議書 |
| | | | ヌ 内国税の徴収に関する決裁文書及びこれらに関する重要な経緯が記録された文書 | 七年 | | ・ 滞納処分票 ・ 滞納処分決議書 |
| | | | | | | |
| 二十四 | 犯則事件の調査に関する事項 | 犯則事件の調査に関する重要な経緯 | イ 犯則事件の調査のうち通告処分又は告発を行った事案に関する決裁文書及びこれらに関する重要な実績が記録された文書 | 三 十 年（処理後） | ・ 調査事績書 | |
| | | | ロ 犯則事件の調査（イに掲げるものを除く。）に関する決裁文書及びこれらに関する重要な実績が記録された文書 | 十年（処理後） | ・ 調査事績書 | |

| 事 項 | | 業務の区分 | 当該業務に係る 行政文書の類型 | 保存期間 | 具体例 |
|---|-------------------|------------------------------|---|------|------------------|
| 二十五 | 国際会議等及び国際協力に関する事項 | 国際会議等（外国政府との交渉を含む。）に関する重要な経緯 | イ 租税に関する国際会議等のうち重要な国際的意思決定が行われたものに係る準備、実施、参加、会議の結果等に関する文書のうち重要なもの | 三十年 | ・ 議事概要・議事録 |
| | | | ロ 租税に関する重要な国際会議等（イに掲げるものを除く。）に係る準備、実施、参加、会議の結果等に関する文書のうち重要なもの | 十年 | ・ 議事概要・議事録 |
| | | 国際協力に関する重要な経緯 | 租税に関する国際協力の準備、実施、参加、結果等に関する文書のうち重要なもの | 十年 | ・ 議題案 ・ 報告書 |
| 二十六 | 統計の作成に関する事項 | 国税庁の所掌に関する統計の作成に関する事項 | 基幹統計調査の企画に関する決裁文書及び調査報告書 | 三十年 | ・ 企画書案 ・ 調査報告 |
| 二十七 | 国税庁所掌事務の研修等に関する事項 | 税務に関する研修及び学術的な調査、研究に関する事項 | イ 国税庁の所掌事務に従事するために必要な研修の実施に関する計画を制定又は改廃するための決裁文書 | 十年 | ・ 教育計画 |
| | | | ロ 税務に関する学術的な調査及び研究に関する文書のうち重要なもの | 三十年 | ・ 研究論文 |
| 備考 | | | | | |
| <p>一 決裁文書とは、行政機関の意思決定の権限を有する者が押印、署名又はこれらに類する行為を行うことにより、その内容を行政機関の意思として決定し、又は確認した行政文書をいう。</p> <p>二 関係行政機関の長で構成される会議（これに準ずるものを含む。）とは、閣僚委員会、副大臣会議その他の二以上の行政機関の大臣等（国務大臣、副大臣、大臣政務官その他これらに準ずる職員をいう。以下同じ。）の会議により決定又は了解を行う会議をいう。</p> <p>三 省議（これに準ずるものを含む。）とは、省議、政務三役会議その他の一の行政機関の大臣等の会議により決定又は了解を行う会議をいう。</p> <p>四 職員の人事に関する事項について、内閣府令、人事院規則の規定により保存期間の定めがあるものは、</p> | | | | | |

| 事 項 | 業務の区分 | 当該業務に係る 行政文書の類型 | 保存期間 | 具体例 |
|---|-------|--------------------|------|-----|
| それぞれ内閣府令、人事院規則の規定による。 | | | | |
| 五 一の項から十の項に掲げる保存期間については、それぞれ当該各項の第二欄に掲げる業務を主管する行政機関に適用されるものとする。 | | | | |
| 六 <u>本表において、一の業務の区分に該当する行政文書が他の業務の区分にも該当する場合は、これらの定める保存期間のうちいずれか長い期間を適用する。ただし、総括文書管理者の同意を得た場合は、この限りでない。</u> | | | | |
| 七 <u>本表に掲げる行政文書以外の行政文書については、文書管理者は、本表を参酌し、当該文書管理者が所掌する事務及び事業の性質、内容等に応じた保存期間の基準を定めるものとする。</u> | | | | |